

地方法人特別税（納める額）

区分	事業年度が開始する日			
	平成20年10月1日 ～平成26年9月30日	平成26年10月1日 ～平成27年3月31日	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～令和元年9月30日
付加価値額・資本額及び所得を課税の基礎とするもの	所得割額 × 148%	所得割額 × 67.4%	所得割額 × 93.5%	所得割額 × 414.2%
所得を課税の基礎とするもの	所得割額 × 81%	所得割額 × 43.2%		
収入金額を課税の基礎とするもの	収入割額 × 81%	収入割額 × 43.2%		